

総合防災安全課 ☎481-7346

水+トイレ編

能登半島地震で 見えてきたこと

いざという時に慌てないために **Let's 防災 BOSAI**

- 断水による水の確保やトイレ不足が課題に
- 地域での助け合いの大切さを改めて認識

災害が発生時、自分や家族の安全を守るため、一人一人が災害に備えた日用品の備蓄を進めるとともに、防災訓練に参加するなど地域での防災力も高めましょう。

まずは どれくらい必要か 知りましょう!



東京備蓄ナビで、各家庭に合わせた備蓄目安が計算できます。自分の家族構成などを入力して、シミュレーションしてみましょう。

東京備蓄ナビ HP

これを読んで 備えましょう



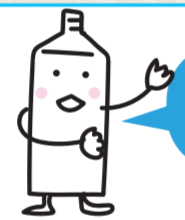
防災ブック「東京くらし防災」「東京防災」を、市内各家庭に配布しました。都外から転入した・届いていない方には、総合防災安全課(文化会館たづくり西館3階)でお渡しします。

東京都防災 HP

どれどれ



Let's BOSAI.1 家族で 必要な飲料水の量は?



災害時には断水になることも。断水になっても慌てないように備えておきましょう

水は飲料としても調理用としても必需品です。災害時に体調を崩さないためにも備えておきましょう。

例えば、4人家族では、36リットル(2リットルペットボトル18本)が必要です。

計算してみましょう

1人1日 3リットル × 3日分(最低) × 家族の人数 人 = 必要な飲料水の量 リットル

災害時給水ステーションを確認しましょう

給水拠点まで水を取りに行くことに備えて、ウォータータンクも用意しておきましょう。



ウォータータンク 1個(10リットル)

断水時に飲料水を配布します。清潔なウォータータンクを持参しましょう。断水などの情報、工事などでの使用停止情報は、東京水道局やX(旧ツイッター)で確認してください。

市内の災害時給水ステーション(給水拠点)

- ・上石原配水所(上石原1-34-7)
- ・仙川配水所(仙川町3-6-27)
- ・深大寺給水所(深大寺南町5-56-1)
- ・調布西町給水所(西町717)



給水施設の案内

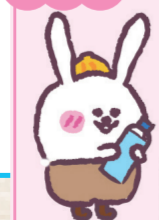
そのほかの飲料水の提供場所

- ・文化会館たづくり西館(小島町2-33-1)
- ・慈恵医大第三病院(狛江市和泉本町4-11-1)
- ・震災用流水タンク(市内6カ所)

東京都水道局 多摩水道改革推進本部 調整部 管理課(調査担当) ☎042-548-5353

コラム

水道水の保存方法



飲料水をくみ置きする時は、蛇口から直接、清潔な容器(ウォータータンク)に口元いっぱいまで水道水を入れて蓋をします。直射日光を避ければ、常温で3日、冷蔵で10日程度は飲料水として使用できます。

Let's BOSAI.2 家族で 必要な携帯用トイレの数は?



災害時には絶対に必要になるから 準備しておきましょう

災害時には、停電や断水で水洗トイレが使えなくなるだけでなく、排水管が損傷すると、汚水の逆流、漏水が発生することもあります。携帯トイレを準備しておきましょう。携帯トイレは、電気や水がなくても便器に取り付けて使用でき、車の中でも使えます。

計算してみましょう

1人1日5回 × 3日分(最低) × 家族の人数 人 = 必要な携帯トイレの数 枚

※トイレ周りの臭いを抑えるために、消臭袋や消臭スプレーもあると良い

コラム

トイレを気にして 水分補給を我慢すると体調不良に

避難所でトイレに行く回数を減らすために、水分補給を我慢すると、脱水症状、便秘、エコノミー症候群などのさまざまな不調の原因になります。

Let's BOSAI.3 地域で 協力するって 大切な?



地域での助け合いはとても重要。 地域防災力を高めましょう

自治会などへの加入や、地域で開催される防災訓練に参加して地域とのつながりを持つことで、災害が発生した時の助け合いや日頃の防犯などにつながります。

防災訓練は、地区協議会・地域の自治会などでも行われますので気軽に参加してみましょう。

いざという時には、地域での助け合いが大きな力に

■避難所の運営

みんなで役割分担をして、可能な範囲でできることをすることで、避難所がより良い環境になります。

■人命救助

災害時は負傷者が多くなります。周りの人と協力し、ひとりでも多くの人を救助することが重要です。

■支援等を必要とする人への手助け

支援等を必要としている人への声掛け・手助けで、みんなが安全に避難することができ、安心して避難所での生活を送ることができます。

能登半島地震でも 共助の力が 発揮されました。



防災市民組織・自治会の方へ

啓発用防災備蓄品の配布 団体加入1世帯につき、ウォータータンク(10リットル)が携帯トイレのどちらか1つを配布します。

※団体からの申請が必要。先着順

申込10月31日(木)までにFAX、Eメールまたは直接、総合防災安全課 ☎481-7346・☎481-7255・bousai@city.chofu.lg.jp

※重複申し込み不可

受け取り場所/総合防災安全課または地域福祉センター(申込時に指定)

市民の方は 市の総合水防訓練や総合防災訓練などに参加するとウォータータンク(10リットル)が携帯トイレがもらえます。

3月11日から

木造住宅耐震助成制度の拡充と耐震シェルター・ブロック塀等への助成制度を新設

住宅やブロック塀の倒壊などによる被害を防ぐため、助成制度を活用して住宅の耐震化を進めませんか。

◎木造住宅の耐震化に関する助成制度

昭和56年5月31日以前に建築された市内の一戸建て木造住宅、または昭和56年6月1日～平成12年5月31日に工事着手された市内の2階建て以下で、在来軸組工法の一戸建て木造住宅 耐震アドバイザー派遣(無料)/市が依頼した専門機関が訪問し、相談や簡易診断を実施 耐震診断/診断費用の3分の2を助成(限度額15万円) 耐震改修/改修工事費用の2分の1を助成(限度額80万円) 建て替え(旧耐震の一戸建て木造住宅のみ)/除却工事費用の23%を助成(限度額80万円)

◎耐震シェルターの設置に対する助成制度

65歳以上の高齢者や身体障害者(1~4級)が居住する耐震性が十分でない木造住宅 図が安価で信頼できると公表している耐震シェルターなどの設置/設置費用の10分の9を助成(限度額30万円) ◎ブロック塀等の撤去等工事費に対する助成制度 図市内の倒壊の危険があるブロック塀など 図撤去工事/撤去費用の2分の1または、延長(メートル)に1万円をかけた額のいずれか低い額を助成(限度額10万円) 建替工事(撤去と同時にフェンスなどを新設する場合)/新設費用の2分の1または延長(メートル)に1万円をかけた額のいずれか低い額を助成(限度額10万円) ※木塀新設は助成金が加算される場合あり

図いずれの制度も契約前に申請が必要。各制度の詳細は市参照または問い合わせ 図住宅課 ☎481-7545